

## 令和7年第7回玉名市農業委員会総会議事録

令和7年6月5日（木）午後2時 玉名市民会館 第1会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	梅田 政次郎
5番	坂本 正敏	6番	小山 包昭	8番	本田 多美子	9番	上田 龍介
10番	西依 雅孝	11番	村上 孝	12番	植田 勝登	13番	高本 昌揮
15番	上土井 幸治	16番	古田 知明	17番	池田 秀昭	18番	後藤 雄一
19番	坂門 聰一						

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

7番 東 英治 14番 宮永 義一

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推3	佐藤 浩光	推4	竹下 祐一	推5	小山 高廣
推6	繩田 伊知郎	推7	関 幸次郎	推8	荒木 雄二	推9	平野 雅久
推10	徳山 幸博	推11	柴尾 覚	推12	森尾 由成	推13	美崎 育
推14	島村 和久	推16	今上 隆	推17	坂口 春義	推18	中村 輝美
推19	丸山 和則						

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推2 岡田 正治 推15 大家 保

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	西山 美和	次長	棚木 章文	係長	稻生 優一	主任	村上 寛子
主事	山口 遥大	会計年度任用職員	瀧石 修	会計年度任用職員	堀 春美		

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

### 議 題

第31号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第32号 農地法第4条の規定による許可申請について  
第33号 農地法第5条の規定による許可申請について  
第34号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について  
第35号 農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定について  
第36号 農地中間管理機構による農用地の買入協議について

### 報 告

第15号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）  
第16号 農地の形状変更届について  
第17号 許可不要転用届について

## 1. 開 会

○事務局長（西山美和君） それでは、定刻を過ぎましたので始めます。本日は、農業委員総数19名のうち17名の御出席で、東委員、宮永委員から欠席の届出があつております。

また、最適化推進委員は、総数19名のうち17名の御出席で、岡田委員、大家委員から欠席の届出があつております。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまより、令和7年第7回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

—————○—————

## 2. 会長挨拶

○事務局長（西山美和君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 皆様こんにちは。本日は農繁期の忙しい中に御出席いただきましてありがとうございます。農業委員さん、最適化推進委員さん久しぶりですので、よろしくお願いしたいと思います。

例年であれば本日ぐらいから梅雨に入りそうな時季と思いますけれども、そういう時季になると大雨というようなことで、災害などがなければなあと思っています。

今、農作業では麦の最終収穫時季ですけれども、日曜日から雨なので大変です。田植えの準備もいろいろあると思いますけれども、これから気温も上がってくると思いますので、そのへんの体調管理もしっかりと農作業に従事していただければなと思っております。

それから、皆さんも御存じのように今、ニュースでは米の話がいっぱいあります、備蓄米の話、備蓄米の流通段階での確保とか、また国会では米を今度は増産しますよとか、そんなこともいろいろあっています。そしたら生産者の所得がどうなるのかということで、そういう閣僚会議など会議体を設けて、本年度中には基本的な方針を決めるようなことで話がついていますので、そういうこともいろいろなことで耳を傾けながら、注視しなければならないなと思います。

もう一つは、きょうの新聞で、出生率低下の中で子どもの数が70万人を切ったとかいうのが出ていました。本当に日本が小さくなっていくのかなというようなことをつくづく思っています。そういうのを思いながら日本が元気がなくなってるなあと思うし、それではいけないと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

きょうは本当にお忙しい中なのでスムーズにいきたいと思いますので、皆さんの御協力、慎重な審議をお願いしたいと思います。

—————○—————

### 3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、早速議事のほうに入りたいと思います。本日は議第31号から議第36号までの168件の議案審議、それから報告第15号から17号までの11件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議よろしくお願ひいたします。

本日の議事録署名者は、委員番号8番の本田多美子委員と9番の上田龍介委員にお願いいたします。

なお、委員各位の発言の際には、個人情報がいっぱいありますので、十分御注意を願いたいと思います。また発言の際には、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしくお願ひいたします。併せて、採決の際は、議決権のある農業委員のみの举手でお願いいたします。

-----○-----

### 4. 議 事

○議長（下川 安君） それでははじめに、議第31号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は14件です。

では事務局より説明をよろしくお願いします。

○事務局長（西山美和君） 議案の1ページをお願いいたします。

議第31号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和7年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、滑石の申請人で、滑石の田847m<sup>2</sup>を労力不足と相手方の要望のため賃借権を結ぶものです。

2番、兵庫県西宮市と滑石の申請人で、滑石の田2,429m<sup>2</sup>を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

3番、愛媛県今治市と大浜町の申請人で、天水町の田579m<sup>2</sup>外1筆、計1,742m<sup>2</sup>を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

4番、亀甲と溝上の申請人で、溝上の田1,669m<sup>2</sup>外1筆、計2,484m<sup>2</sup>を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

5番、岱明町の申請人で、岱明町の田569m<sup>2</sup>外1筆、計1,554を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

6番、岱明町の申請人で、岱明町の田858m<sup>2</sup>を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

7番、福岡市東区と岱明町の申請人で、岱明町の田1,398m<sup>2</sup>を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

8番、玉名郡長洲町と荒尾市の申請人で、岱明町の田1,279m<sup>2</sup>外2筆、計3,379m<sup>2</sup>を労力不足と相手方の要望のため賃貸借権を結ぶものです。

9番、荒尾市と岱明町の申請人で、岱明町の畠603m<sup>2</sup>を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

10番、青野と岱明町の申請人で、青野の田1,518m<sup>2</sup>を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

11番、熊本市南区と玉名郡長洲町の申請人で、岱明町の畠、現況田553m<sup>2</sup>を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

12番、岱明町と玉名郡長洲町の申請人で、岱明町の畠130m<sup>2</sup>を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

13番、岱明町の申請人で、岱明町の畠、現況田194m<sup>2</sup>を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

14番、滑石と岱明町の申請人で、滑石の田1,000m<sup>2</sup>を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

以上14件、合計18,689m<sup>2</sup>につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また5月30日、6月2日に地元委員同道の上、現地調査も行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、1番から順に委員の説明をお願いいたします。連続して説明される場合は続けてお願いいたします。

それでは1番と2番は同じ委員さんですのでよろしくお願いします。

○4番（梅田政次郎君） 農業委員4番、梅田です。1番の案件について御説明します。

貸人は労力不足、借人は相手方の要望ということで、借人のほうはトラクター、田植機、草刈機、軽トラック、動噴などを所有され、十数年米を作付けされておりまして、現地調査した結果、何ら問題ないと思われます。

続きまして、2番の案件について御説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望で、この譲受人のほうもトラクター、田植機、ドライブハロー、管理機、動噴等を所有されており、5年の耕作実績があります。

現地調査した結果、何ら問題ないと思われます。以上になります。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いします。

○推3番（佐藤浩光君） 3番、推進委員の佐藤です。3番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望です。申請地は、天水の尾田の丸池、南に約200mのところです。所有権移転面積は、田、畦道合わせて1,742m<sup>2</sup>、1筆の579m<sup>2</sup>にはみかんを栽培し、もう1筆1,163m<sup>2</sup>で現在も水稻を作付けされており、今後も水稻を作付けするそうです。

6月2日、現地調査確認した結果、何ら問題はないと思います。御審議のほうをよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○9番（上田龍介君） 4番の案件について御説明いたします。農業委員9番、上田です。

4番の案件につきましては、現場は、玉名立花線を菊水方面へ行く途中にあります。譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望ということで、この両者は親戚関係でもございます。

去る5月30日に現地調査をいたしましたけれども、何ら問題はないと思っております。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番、6番は同じ委員さんです。続けてよろしくお願ひいたします。

○推10番（徳山幸博君） 推進委員10番、徳山です。5番と6番の案件につきまして、申請人が同一ですので続けて説明します。

5番の案件について、譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張による売買です。面積は2筆で1,554m<sup>2</sup>、米を作る予定でしたが、ポンプ故障のため修理ができるまで稲を作るそうです。

5月30日、現地調査の結果、農機具等も所有しております、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。

6番の案件につきましては、申請地は5番の案件の隣です。これも同じく譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張による売買です。面積は1筆で858m<sup>2</sup>です。

5番同様ポンプの修理完了するまで稲を作るそうです。

現地調査の結果、何ら問題ないと思われます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

○11番（村上 孝君） 農業委員11番の村上です。7番の案件について説明します。

譲渡人の労力不足と譲受人の経営拡張による所有権の移転となります。譲受人は

高齢ではありますが、米と麦を作られており、トラクター、コンバイン、田植機などの農機具も所有されており、別に問題はないと思われますので、御審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして8番をお願いいたします。

○12番（植田勝登君） では8番の説明をいたします。12番、農業委員の植田といいます。

8番のこれは賃借による農地使用ということで、株式会社と書いてあったものですから、いろいろと会社の内容をお伺いしたんですけども、農業に進出するのは初めてだということで、ちょっと話が長くなると思いますけど、この地主さんの家が空き家になって、その空き家をこの会社の中国人の社長さんが購入したということで、その空き家の隣も地主さんの土地なんですけど、そこが3筆で約3反2畝ありますけども、これを賃借したいというような要望でございました。

ちょっと心配したのは、機械が今のところトラクターと管理機と、それから軽トラックというようなことで少ないということです。仕事始めは今年初めからやりたいということですが、じゃあどうやって労力を確保しているんですかということなんですが、一応今、従業員は福岡県のみやま市から1人と、それから大牟田市から1人雇ってこちらに来ると、そして地元の人も1人話はしているというようなことで、地元の人にもいろいろ伺ったんですけど、そういうことを言われているということで、中国の人が経営して雇い入れるというようなスタイルということですね。

やっぱり、では販売はどうされるんですかと言ったら、販売についてはインターネットとかなんとかでやりたいと。JAなんかは一応通さないということですね。本当に普通の株式会社の新規参入というようなことでですね、我々も人間的にどうだろうかとかいろいろ考えたんですけど、法律的には農地の売買じゃないものですからいいんじゃないかと思いますので、皆さん、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番、10番、11番、12番につきましては同じ委員さんです。

続けてよろしくお願ひいたします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。9番の案件について説明します。

場所は公立小学校の正門から東へ600mぐらい、地区の住宅地の裏です。田、畑、竹山に囲まれた畠603m<sup>2</sup>です。譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望で主に野菜を作ります。農業機械は全てそろっていますので、何の問題もありません

ので御審議のほどよろしくお願ひします。

続きまして 10 番の案件について説明します。

県道1号線沿いのホームセンターからですね、北のほうへ行ったところに病院があります。病院を右折して北東へ約 2 km 進んだ先です。山とみかん畑に囲まれた田で、譲受人のみかん畑の隣です。譲渡人は労力不足で譲受人は相手方の要望で土地を購入し、みかんを作ります。農業機械は全部そろっていますので問題ないと思いますけど、御審議のほどよろしくお願ひします。

それから 11 番の案件について説明します。

11 番と 12 番の場所は同じところです。旧国道 208 号線沿いのホームセンターから南のほうへ 800 メートルくらい行くとアパートがあります。アパートの隣に老人ホームがあるんですよ。老人ホームから東のほうへ田の 3 枚目で 553 m<sup>2</sup> です。譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張で土地を購入し稟を作ります。農業機械は全てそろっており、問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

12 番については同じ場所です。老人ホームの真横になります。畠 130 m<sup>2</sup> です。譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張で土地を購入し稟を作ります。農業機械は全てそろっています。

何の問題もないと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、13 番、14 番については同じ委員さんです。続けてよろしくお願ひいたします。

○推 12 番（森尾由成君） 推進委員 12 番、森尾です。13 番の案件につきまして説明します。

場所は玉名市役所支所のすぐ近く、信用金庫の隣になります。この譲受人の屋敷というか家がありますけれども、その真横になります。そこを野菜とかを作る予定で、譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望ということで申請があつております。

現地確認しましたけれども何ら問題ないと思います。

続きまして、14 番の案件について説明します。譲受人は現在 9 町以上水田を作つておられます。一方、譲渡人は、現地の滑石の七ノ割一面水田を持っておられますが労力不足ということで、譲受人が、相手方の要望によりそれをそのまま引き継がれて米を作るということです。

以上、何ら問題ないと思いますので、よろしく審議方お願ひいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

1 番から 14 番の委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのはうから何か、

御質問、御意見等はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決にいきたいと思います。

議第31号農地法第3条の規定による許可申請14件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願ひします。

(全員 挙手)

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第31号につきましては、許可することに決定いたしました。

議第32号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は1件です。

それでは、事務局より説明をよろしくお願ひします。

○事務局長（西山美和君） 議案5ページをお願いいたします。

議第32号農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和7年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が小浜の田、現況畠929m<sup>2</sup>のうち0.3m<sup>2</sup>で、転用目的は営農型太陽光発電設備、一時転用です。農地区分は、農振農用地区域内にある農地で、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において農業の用途に供することから許可は可能と判断しております。

以上1件、合計0.3m<sup>2</sup>につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また6月2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番につきまして委員の説明をよろしくお願ひいたします。

○4番（梅田政次郎君） 農業委員4番、梅田です。1番の案件について御説明いたします。

営農型太陽光発電設備ということで、今回は一時転用許可の更新3年間ということです。事業内容として太陽光パネルを設置し、下部の農地では柿を栽培する。経過として、当初が平成28年9月、1回目の更新が令和元年6月、2度目の更新が令和4年の6月、今回の更新となります。

下部農地の営農状況について、これまでの取り組みとして、柿を栽培、平成29年3月に苗木50本を植え、4年間の育成期間において、令和4年からこれまで近

隣の方へ販売を行ってきた。令和4年が6.1kg、令和5年が8.8kg、令和6年が10.6キログラムと基準反収の80%には届いていないが、毎年収量を増やしており、令和6年には80%を超える販売を予定しておりました。これまで年に何本かは枯れるものがあり、その都度補植してきましたが、令和6年6月ごろまでは順調でしたが、7月ごろから高温障害と思われる状況下で成木が衰弱し、枯死する状況になり、7月から養生のため収穫を控えることとし、基準収量に対し出荷量67%の結果だったそうです。この状況を改善するために、令和7年3月末に約1mの苗木42本を補植し、栽培に取り組んでおられます。今後の栽培計画として、苗木が成長し収穫ができるようになるまで4、5年かかるため、施肥、除草、消毒を隨時行い、苗木の生育に努めていくそうです。

現地調査した結果、何ら問題ないと思われます、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。4条申請につきまして委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのはうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第32号農地法第4条の規定による許可申請1件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第32号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第33号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は4件です。

それでは、事務局より説明をよろしく願ひいたします。

○事務局長（西山美和君） 議案6ページをお願いいたします。

議第33号農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和7年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が岩崎の畠495m<sup>2</sup>で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が岱明町の畠283m<sup>2</sup>外1筆、計733m<sup>2</sup>で、転用目的は公民館と駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が岱明町の畠375m<sup>2</sup>で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7ページをお願いします。

4番、申請物件が岱明町の畠642m<sup>2</sup>で、転用目的は個人住宅、機材等置場です。農地区分は、上下水道管等が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道で、おおむね500m以内に2つの公共施設が存在する区域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

以上4件、合計2,245m<sup>2</sup>につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また5月30日、6月2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から委員の説明をよろしくお願いいたします。

それでは1番をよろしくお願いします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明します。

申請地は私立女子校の北側200mぐらいの位置です。転用目的は個人住宅、転用面積は495m<sup>2</sup>、申請地は祖母の土地で、ここに個人住宅を建築するそうです。事業面積は495m<sup>2</sup>、建築面積は木造平屋で109.30m<sup>2</sup>、車庫3台分20.55m<sup>2</sup>、農機具など資材置場90m<sup>2</sup>、南側と東側に隣接する農地があり、境界にはブロック2段で敷地を囲み土砂の流出を防ぐ、北側は道路で、道路の高さと土地の高さが変わらないので盛土はしない。給排水計画は、給水は市の上水道に接続、生活雑排水は市の下水道に排出、雨水は浸透溝を設置し、地下浸透する。敷地への配管引き込みをする際に北側道路の工事をするときは、警備員を配置し、交通事故防止に努める。

現地調査の結果、問題ないと判断します。御審議よろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をよろしくお願いします。

○11番（村上 孝君） 農業委員11番の村上です。2番の案件について説明します。

申請地は公立小学校から南へ500mほど行ったところに地区の公民館を建設するものであります。土地選定の理由は、現在使用している公民館が64年経過しており、雨漏りなどがひどく、補修が必要であるということと、駐車場もなく、地区的集会があった場合は道路に駐車しているのが現状です。計画概要は、転用面積が

733m<sup>2</sup>で、建築面積は106.5m<sup>2</sup>、駐車場面積が400m<sup>2</sup>、その他が226.5m<sup>2</sup>となっています。給排水計画は、給水は玉名市の水道を利用し、生活排水は玉名市の下水道に接続します。雨水は溜め池にて浄化後、県道側の側溝に排水します。被害防除対策としては、今回大規模な造成工事は行わないため、周辺農地への悪影響はないと思われますが、そのようなことがないように細心の注意をはらい工事に着手しますが、万一被害が生じた場合には、転用者が責任をもって対処するそうです。

現地調査の結果、特に問題はないと思いますので、御審議のほどお願いします。  
以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番と4番は同じ委員さんです。続けてよろしくお願ひいたします。

○13番（高本昌揮君） 農業委員13番、高本です。3番の案件について説明します。

場所は長洲玉名線から入ってすぐ東に500mほど行った住宅街の中にある土地です。転用面積は375m<sup>2</sup>、住宅が105m<sup>2</sup>で、駐車スペース、庭等で269m<sup>2</sup>です。譲受人は現在アパートに居住しておりますが、将来を見据えて住宅新築を計画、適当な土地がなく、ここはすごく住宅に囲まれていて利用価値のない土地でいいと思いました。給排水計画は、給水は上水道を引き込み、下水は公共下水道に接続、雨水は隣接の市道側溝へ放流するそうです。北側には境界ブロックを2段重ねるそうです。

何ら問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

4番の案件について説明します。

場所は公立中学校より東に500mほど行った場所です。申請人は現在玉名市内で塗装業を営んでおられて、現在借家に住まわれて、倉庫も借りておられます。内縁の妻さんと近々結婚を予定しており、個人住宅を建築したいというのと、現在公立中学校の子どもさんと公立小学校の子どもさんがおられて、校区内で土地を探されていたところ、この土地を見つけたというところです。転用面積は642m<sup>2</sup>で、1階平屋建ての125m<sup>2</sup>、建築面積が151m<sup>2</sup>で、資材置場が33m<sup>2</sup>ということで、ちょっとこここの土地は小高くなっているのでスロープを設けるそうなんんですけど、大型のトラックが入るので、隣の進入路をまたいで来られるそうで、隣の人との協議は済んでいるそうです。下のほうに駐車場を造られるので、L型擁壁で囲んで駐車場を車4台置けるスペースを造られるそうです。周りは左側に境界ブロックを2段しております。入り口のスロープを削った道のところには、ツチ石で境界を造られるということで話を聞いています。給排水は、生活雑排水は公共下水道に接続、上下水は上下水道を利用、雨水は道路側溝に排水、工事のときに何かありましたら

責任をもってやられるそうです。

調査の結果、何ら問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

5条申請につきまして委員の説明が終わりました。皆さんのはうから御意見、御質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきます。

議第33号農地法第5条の規定による許可申請4件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第33号については、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第34号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。申請件数は82件です。

それでは事務局より説明を願います。

○事務局長（西山美和君） 議案8ページをお願いいたします。

議第34号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和7年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

9ページの総括表、10ページの総括表（期間借地）、11ページから17ページの集計表のとおり玉名市長より意見を求められております。

今回は所有権移転が4件、5,977m<sup>2</sup>、利用権設定が78件、262,495.59m<sup>2</sup>、合計82件、268,472.59m<sup>2</sup>の集積で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ただいま事務局から説明が終わりましたけれども、皆さんのはうから御質問、御意見はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきます。

議第34号農用地利用集積等促進計画の意見決定82件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をよろしくお願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第34号については、原案どおり意見決定いたします。

続きまして、議第35号農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定についてを議題といたします。件数は66件です。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（西山美和君） 議案18ページをお願いいたします。

議第35号農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和7年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

19ページから25ページの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回の配分は66件で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。皆さんから、御意見、御質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御質問、御意見なければ採決に移らせていただきます。

議第35号農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定66件につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をよろしくお願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第35号については、原案どおり意見決定いたしました。

続きまして、議第36号農地中間管理機構による農用地の買入協議についてを議題といたします。件数は1件です。

それでは事務局より説明を願います。

○事務局長（西山美和君） 議案26ページをお願いいたします。

議第36号農地中間管理機構による農用地の買入協議について。農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による要請について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け経営第564号農林水産省経営局通知）の別紙11（令和7年4月1日付け6経営第3266号）の規定により意見決定するものとする。令和7年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回地域計画の区域内の農用地の所有者から、令和7年5月21日に所有権移転の斡旋を受けたいという申し出がありました。しかし、熊本県農業会議を含めた利

用関係の調整において不調に終わったため、同法第21条第1項の規定により、玉名市長に対し、当該農用地の所有者に同法第22条第2項の規定による通知をするよう要請するものです。この買入協議制度における市長への買入協議の要請は、当該農用地について、周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、利用の集積を図るため一旦熊本県農業会議による買入が特に必要であると農業委員会が認めたとき、また、市長が買入協議の要請を受けた場合について、地域計画の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるときは、熊本県農業公社が買入協議を行う旨を当該農用地の所有者に市長から通知していただくものです。

この買入協議の通知は、買入協議制度を適用する場合の必須要件となっております。制度の対象となる農地は農用地等であり、受け手は認定農業者が優先され、買入協議が成立しますと、所有者は1,500万円まで譲渡所得の特別控除が受けられることになります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。皆さんから、御意見、御質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御質問、御意見なければ採決に移らせていただきます。

議第36号農地中間管理機構による農用地の買入協議について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をよろしくお願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、議第36号については、原案どおり意見決定いたしました。

-----○-----

## 5. 報 告

○議長（下川 安君） 次に報告に移ります。

報告第15号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第16号農地の形状変更届について、報告第17号許可不要転用届についての11件を事務局より併せて報告をお願いいたします。

○事務局長（西山美和君） 27ページをお願いいたします。

報告第15号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和7年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回 27 ページから 29 ページまでの 9 件、合計 21,104 m<sup>2</sup> の解約通知を受理しております。

30 ページをお願いいたします。

報告第 16 号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和 7 年 6 月 5 日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回 1 件、計 207 m<sup>2</sup> の届出を受理しております。

31 ページをお願いいたします。

報告第 17 号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和 7 年 6 月 5 日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回 1 件、計 86.25 m<sup>2</sup> の届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

-----○-----

## 6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで本日予定の議案の審議と報告が終わりましたので、これをもちまして、令和 7 年第 7 回農業委員会総会を閉会させていただきます。

-----○-----

閉 会 午後 2 時 52 分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和7年6月5日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農業委員 本田 多美子

農業委員 上田 龍介